

## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称  
松川町農業振興地域整備促進協議会
- 2 開催日時  
平成 30 年 11 月 22 日（木） 午前 9 時 00 分から 午前 10 時 30 分まで
- 3 開催場所  
松川町役場 大会議室
- 4 出席者氏名  
松川町農業振興地域整備促進協議会構成員  
松川町長  
松川副町長  
松川町議会議員 8 名のうち 議会議長（欠）  
松川町農業委員会委員 16 名  
松川町商工会長（欠）  
区会代表 3 名  
J A みなみ信州 2 名  
南信州農業改良普及センター普及員

### 事務局

米山清博産業観光課長、矢沢隆農業振興係長、佐藤光吉農地利用推進員、  
宮島公香農林係長、塚本潤主事、富田知美主事

- 5 議題
  1. 報告事項
    - (1) 軽微除外・用途変更及び計画変更の報告
    2. 協議事項（公開又は非公開の別）
      - (1) 松川町農業振興地域整備計画の一部変更について  
議案第 1 号 計画変更 1 件  
議案第 2 号 農振除外 4 件
      - (2) 松川町農業振興地域整備協議会設置要綱の改正について

6 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

—

7 傍聴人の数

0人

8 会議資料の名称

- ・松川町農業振興地域整備促進協議会次第
- ・松川町農業振興地域整備計画の一部変更一覧表（事前配布資料）
- ・松川町農振農用地・分断要件図

9 審議の概要

（1）開会（事務局）

（2）挨拶（会長、町長）

（3）報告事項

①軽微除外・用途変更及び計画変更の報告

軽微変更1件・計画変更1件・用途変更1件の許可の報告

5月に審議した申請について編入1件、除外6件の許可の報告

（3）協議事項

①松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第1号（計画変更）

○事務局説明

1番 大島 2129-4 ・759㎡。平成13年に直売所を計画し、除外許可してありましたが転用せず、農地として利用していました。近隣農地と合わせて商業施設を計画し、今回の計画変更の申請がありました。申請地は主要な道路が南と東にあり、周囲も住宅、店舗等で分断されるため2種農地と判断しています。

○山田委員説明

非常に難しい案件です。農地転用で倉庫や住宅を建てる案件ではありません。転用後には大きなテンポができるということで、難しい問題かと思っています。松川インターを降りてきた東浦信号の角です。幹線道路に囲まれており、農薬散布には苦勞されてきました。隣接する農地も一緒に農地転用を計画されています。難しいところですが、私個人としては致し方ないと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

・北沢委員

何が作られるのでしょうか

・山田委員

ドラッグストアとコンビニエンスストアと聞いています。

・会長

平成 13 年に除外を受け、今まで転用されずに経過していますが、これまでほっといてよかったものなのではないでしょうか。指導しなければいけない案件だったと思いますが。

・事務局

農振除外の後、転用していない場合、転用をしてもらうように案内するか、しないのであれば元に戻すということもしたほうが良いかと思いますが、今回の案件は平成 13 年に除外してから、転用されず農地として耕作されていました。今回の計画ではこの申請地の他に、隣接地と一緒に計画されています。隣接地は農振地ではありません。

・島田議員

1000 ㎡以上の建物が建設されるということで、大規模小売店舗立地法の届が必要と伺いました。周辺地域への説明、話し合いが必要と思いますが、それはこれからですね。周辺がだめならできないということですか。

・事務局

大規模店立地法に詳しくないので、同意が得られなかった場合に建設できないかということはこちらではわかりません。予定では平成 32 年開始ということで、説明会は今年の 3 月頃からしていきたいということでした。

・島田議員

事前にコンタクトを取って進めていく必要があると思います。後々問題となるといけませんので。

・事務局

今回の申請は、この農振地の部分だけです。全体の計画については転用の際になりますので、同意などが出てくると思います。今回は農振除外しているところの計画変更なので、本日決定できなくても、農業委員会で審議することができます。

・会長

本日のところは申請地（計画地の一部）のみの計画変更を認めるか、認めないかでよろしいか。

・事務局

認めるか、認めないか、審議を続けるかとしていただくのが良いかと思います。隣接地については、転用の時にいろいろな条件が出てくるかと思います。この部分の計画が認められないと、全体の計画が進められないということになります。

・熊谷議員

大きな計画となるので、隣地の承諾、地域の承諾がないといけないと思う。私としては継続審議をお願いしたい。

・黒沢議員

大規模商業施設に関する内容をここでは審議する場ではないと思う。それは別の場所で審議する必要がある。ここでは申請地を直売所にする計画を駐車場にする計画を、審議する場所であると思う。もし、ここでダメでもここを

除いて建設することも可能であると思う。計画変更を認めるか認めないかを審議すべきだと思う。

・会長

ただ今、お話がありましたように、直売所として除外を受けた申請地を、駐車場に変更する計画変更の申請として審議します。他にご意見ございますか。

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の挙手を求めます

【賛成多数】

○会長

賛成多数で可決。許可相当と認めます。議案第1号は以上になります。

議案第2号（農振除外）

1番

○事務局説明

元大島 1009-1、925 m<sup>2</sup>のうち 103 m<sup>2</sup> 隣接する宅地と合わせて、全 325.15 に住宅、駐車場を計画しています。一連の農地が 10ha に満たないとし、2種農地と判断しています。

○松下守委員説明

高森町との境界近くです。隣接地に所有者の家が建っています。現在、息子さんも同居していますが、近くに建てたいということで申請がありました。現在も休耕地です。問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の挙手を求めます。

【賛成多数】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。

2番

○事務局説明

元大島 2477、1,158 m<sup>2</sup>のうち 366 m<sup>2</sup>。住宅1棟と駐車場、庭等を計画しています。申請地は宮ヶ瀬橋の架け替え工事により、新設道路が通る近くとなります。新設予定の道路を分断要件として1連の農地が 10ha に満たないと考え、2種農地と判断しました。

○佐藤会長説明

土地所有者と申請者は娘婿の関係です。地元へ戻って、親の近くで面倒を見ながら生活したいという希望があります。申請地の周辺は所有者の農地ですので、特に問題はないかと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。

### 3 番

○事務局説明

元大島 2594-4、2597-4、889 m<sup>2</sup>. 36 m<sup>2</sup> 計 925 m<sup>2</sup>。自治会所の建設予定です。2 番と同じように新設道路により分断されてしまう農地となり、2 種として判断しています。

○佐藤会長説明

宮ヶ瀬橋掛替の際、会所が新設道路にかかってしまうため、代替地として申請されました。所有者は 1 人の方なので問題もないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。

### 4 番

○事務局説明

上片桐 4455-6、722 m<sup>2</sup>。すでに資材置き場として利用されています。今年、4 月から無断転用禁止のお知らせをしてきた中で、気づいて申請していただきました。農地区分は 10ha に満たない農地として 2 種と判断しています。

○片桐委員説明

消防 3-2 車庫の北側です。申請者の事務所の東側です。地主が高齢で耕作ができないということで申請がありました。特に問題ないと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

・矢澤委員

申請地は、すでに農地ではなくなっているということですが、以前に申請してここでは通って、県の許可がおりる前に転用してしまっていて、申請をや

り直した経過がある。これも同じではないのか。業者からの申請があればこういった状況でも許可は降りるのか。

・事務局

県では現地調査を行い、その際に確認し農地に戻しなさいといった指導が入る場合もあります。以前そういったことがありました。今回は知らずに転用してしまっていて、経過報告をいただいています。それを県へも提出して良許可になるか、指導が入ることもあるかと思えます。

・黒沢議員

今の指摘があった通りかと思えますが、県の判断でということですので、我々の判断としては、この申請地が通常の農地であった場合、いかどうかというのを判断するしかないのかと考えます。

・矢澤委員

方々見ると、同じような状況が見受けられます。今回の場合は知らなくてということですが、私が心配しているところがあります。地主は土を入れた後農地に戻しますとして、業者のトラックが出入りしています。そこも内容によっては知らずに工事していましたとして、申請してくるのではないかと考えます。町として事例を出すなどして周知していただきたい。確信犯のところもあるのではと思う。

・事務局

転用目的ではないが、農地をかさ上げするとして土を入れてもいいかといった相談があります。かさ上げして農地として使うのであればよいとしているが、農業委員さんに相談してほしいと話してあります。近所の皆さんが見て、無断で何かしているといったことにならないように相談してから行ってほしいとは話してあります。

・佐藤会長

地元の担当地域をよく見ていただいて、おかしいところがあれば指導をすることは必要ではないかと思えます。また農地へかさ上げするにも、一時転用を取ったほうが良いのではと考えます。

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

**【賛成多数挙手】**

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上になります。

②松川町農業振興地域整備協議会設置要綱の改正について

・米山課長より説明

・熊谷議員

改正案には賛成します。理事者が受付し諮問したものを、一緒に審議するの

は問題あるかと思っていました。総産建全員を3名にするという案も議会でも会議のスリム化を図ろうとしている中良いと思います。

・黒沢議員

5条の委員の任期ですが、その職の在任期間とするとありますが、その職とは何を表すのかお願いします。

・米山課長

3条に表してある職務の皆さんの任期となります。

・黒沢議員

この部分は職が外れて場合に委員としての職も外れるということだと思えますが、もう少しわかりやすくなるとよいともいます。

・米山課長

今後、放棄審査等経て進めていきます。

・松下敏章委員

3条について、農業委員及び農地利用最適化推進委員17名ということですが、現状16名です。この違いは。

・事務局

定数は17名ですのでそれで記載しています。

○会長

他になれば、進めていくこととします。

⑤その他

農業振興係からの報告

☆ かぶちゃんファーム(株)の借入地に関する状況について

☆ ひと農地プランの(町全体)の更新について&地域プラン策定について

☆ 地域農業の将来(人と農地の問題)に関するアンケートの実施について

☆ 松川町農地賃貸借・売買事業の実施状況

☆ 平成31年農作業標準労賃・機械作業料金

☆ 松川町の農業従事者・農地面積・遊休農地の推移

☆ 世界の最新食品トレンドから学ぶグローバル化研修会のお知らせ

(4) 閉会(事務局)